

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第32号

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（<u>当該同意の日が令和3年3月31日以前であるものに</u>限る。以下「同意の日」という。）から<u>起算して5年内に</u>、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(県税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意の日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、促進区域内において対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。